

凡例 ①：代表者／所在地

②：営業停止期間 ③：法令根拠 ④：処分理由

1 有限会社菅澤工務店（東京都知事（般一 7）第 123890 号）

①	菅澤 健一 / 千葉県南房総市小戸 713 番地
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	有限会社菅澤工務店は、東京都内の複数の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、塗装工事業の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

2 株式会社大正ホーム（許可なし）

①	田口 徹 / 東京都大田区大森南 3-23-2
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 29 日（水曜日）（3 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社大正ホームは、東京都内の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項に違反して、同項の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

3 橋本興業株式会社（東京都知事（般一 3）第 69723 号）

①	橋本 健太郎 / 東京都江東区亀戸七丁目 11 番 18 号
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 29 日（水曜日）（3 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	橋本興業株式会社は、千葉県千葉市内の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、機械器具設置工事業の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

4 日本 3D プリンター株式会社（東京都知事（般一 7）第 161158 号）

①	北川 士博 / 東京都中央区晴海 4-7-4
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	日本 3D プリンター株式会社は、建設業の許可を有していない期間に、新潟県長岡市外複数の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、同項の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

5 有限会社川口野口左官工業（東京都知事（般一 6）第 131999 号）

①	野口 敦啓 / 東京都八王子市川口町 1540 番地の 367
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 29 日（水曜日）（3 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）

④	有限会社川口野口左官工業は、東京都内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、電気工事業の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。
---	---

6 有限会社工房舎（東京都知事（般特－5）第92323号）

①	落合 昭 / 東京都国立市富士見台二丁目31番地の1
②	令和8年7月27日（月曜日）～令和8年8月5日（水曜日）（10日間）
③	建設業法第28条第3項（第1項第6号該当）
④	有限会社工房舎は、北海道内の複数の民間発注工事において、事情を知らず、元請負人の立場で、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第6号及び同条第3項に該当する。

7 株式会社アーバン（東京都知事（般－7）第114275号）

①	豊田 隆康 / 東京都狛江市猪方三丁目30番7号
②	令和8年7月27日（月曜日）～令和8年7月29日（水曜日）（3日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	株式会社アーバンは、東京都内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、電気工事業の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

8 株式会社ファミリー工房（東京都知事（般特－8）第134735号）

①	古藤 晃英 / 東京都足立区大谷田四丁目25番19号
②	令和8年7月27日（月曜日）～令和8年7月30日（木曜日）（4日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	株式会社ファミリー工房は、電気工事業及び防水工事業の許可を有していない期間に、東京都内の複数の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

9 株式会社豊田住宅（東京都知事（般特－4）第55579号）

①	巢山 政紀 / 東京都新宿区荒木町19番地
②	令和8年7月27日（月曜日）～令和8年7月29日（水曜日）（3日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	株式会社豊田住宅は、東京都内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、電気工事業の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

10 株式会社アルセットサービス（許可なし）

①	形部 謙 / 東京都台東区蔵前四丁目21番9号蔵前A Tビル602
---	-----------------------------------

②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社アルセットサービスは、東京都内の複数の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、同項の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。

11 株式会社アイテックホーム（許可なし）

①	井谷 太郎 / 神奈川県相模原市南区下溝 593 番地 2
②	令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）～令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	株式会社アイテックホームは、東京都内の複数の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、同項の許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の請負契約を締結した。 このことが建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。